

## 1. 誘導施設の設定

### (1) 誘導施設の定義

#### 想定される施設

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設。
- 子育て世代にとって居住湯所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設。
- 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

※「国土交通省 都市計画運用指針 第12版」より

### (2) 本町の考え方

- ・ 誘導施設の検討にあたっては、前項の運用指針に定められた施設に加え、地域のコミュニティ活動を支える集会・交流機能を加えた8つの都市機能とします。
- ・ 誘導施設は、2種類の都市機能誘導区域における役割と充足状況に留意し、居住者の利便性や町民生活に与える影響、まちの魅力づくりなどの観点から、機能の維持や転出を抑制すべき施設と、新たに立地を誘導すべき施設を対象とします。

表 拠点別の役割と施設イメージ

種別	役割	施設イメージ
中心	都市活動を支える拠点	国道240号沿道を中心に立地している、商業施設や金融機関のほか、役場や図書館、町民会館など
生活交流 (2拠点)	町民の日常生活や交通機能・レクリエーションを支える拠点	JR 美幌駅やバスターミナルなど交通結節機能のほか、商業施設や医療施設、教育・文教・体育施設など

表 拠点別の都市機能施設の充足状況

都市機能	内容	具体的な施設	
		中心拠点	生活交流拠点
行政	行政サービス	役場庁舎	—
商業	生活に必要な日用品等の買い回り施設	スーパー、ドラッグストア、コンビニ	スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、衣料品、コンビニ
金融	金融機能提供施設	銀行、信金、郵便局	郵便局、JAびほろ
医療	医療サービス提供施設、又は日常的な診療提供施設	診療所、医院、歯科	町立病院、診療所、医院、歯科
教育・文教・体育	教育・文化拠点、教育・文化活動提供施設	小学校、図書館、町民会館（びほーる）	—
保育・子育て	子育てサービス提供施設	地域包括支援センター	児童センター、子育て支援施設
福祉	高齢者の生活支援や介護等サービス提供施設、高齢者向け居住施設	保健福祉総合センター、高齢者福祉施設、通所介護	高齢者福祉施設
集会・交流	地域コミュニティ活動・交流支援施設	町民会館 観光交流センター	コミュニティセンター

## (3) 誘導施設の設定

表 拠点別の都市機能誘導施設

都市機能	施設	設定方針	
		中心拠点	生活交流拠点
行政	庁舎	維持・転出抑制	—
商業	商業施設	維持・転出抑制 誘導	維持・転出抑制 誘導
金融	銀行 信用金庫 JA	維持・転出抑制	維持・転出抑制
	郵便局	維持・転出抑制	維持・転出抑制
医療	病院	—	維持・転出抑制
	診療所	維持・転出抑制 誘導	維持・転出抑制 誘導
教育 文教 体育	小中学校	維持・転出抑制	—
	図書館	維持・転出抑制	—
	ホール	維持・転出抑制	—
保育 子育て	子育て世代 包括支援 センター	維持・転出抑制	維持・転出抑制
	子育て 支援施設	誘導	維持・転出抑制
	認定 こども園	—	—
福祉	総合福祉 センター	維持・転出抑制	—
	地域包括支援 センター	維持・転出抑制	維持・転出抑制
	老人介護支援 センター	維持・転出抑制	維持・転出抑制
集会 交流	交流施設	維持・転出抑制 誘導	維持・転出抑制

## 2. 誘導施策の設定

### (1) 誘導方針と誘導施策

表 誘導方針と誘導施策

誘導方針	施策の方向性	誘導施策
都市・生活機能集積拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き店舗活用と出店促進</li> <li>・ 民間活力の導入検討</li> <li>・ 公共施設再編・集約</li> <li>・ ウォーカブルなまちづくりによる賑わい創出</li> <li>・ 誘導施設の脱炭素化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低未利用地の有効活用</li> <li>○ 空き家・空き店舗の利活用</li> <li>○ 企業誘致</li> <li>○ 施設整備</li> <li>○ 公共施設統廃合・複合・ZEB化</li> </ul>
暮らしやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来を見据えた居住誘導区域の設定</li> <li>・ 町民ニーズの高い「買い物」「医療」「福祉」「教育」のサービス環境充実</li> <li>・ 歩いて暮らせるまちづくり（施設集約、歩きたくなる空間）</li> <li>・ デジタルを活用した暮らしやすさの向上（行政手続き、生活支援サービスなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低未利用地の有効活用</li> <li>○ 空き家の利活用促進</li> <li>○ 企業誘致</li> <li>○ 移住定住促進</li> <li>○ 公営住宅の整備・適正配置</li> </ul>
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な交通体系の構築</li> <li>・ アクセス利便性の向上（除雪、交通量に合わせた道路整備など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路整備</li> <li>○ 公共交通における新技術の研究</li> </ul>
安心・安全なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地規制や移転促進</li> <li>・ 誘導区域からの浸水想定区域除外</li> <li>・ 危険箇所周知や避難体制整備（迅速・適切な情報発信力強化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅・公共施設の耐震化</li> <li>○ 治山・治水対策</li> <li>○ 内水氾濫ハザードマップの作成</li> <li>○ 施設整備時の浸水対策等の検討</li> </ul>